

次期宮崎県高齢者保健福祉計画の策定について

1 策定の理由

本計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき定めているもので、3年ごとに見直すこととされていることから、現計画（第10次県高齢者保健福祉計画・第9期県介護保険事業支援計画・第2次県認知症施策推進計画 計画期間：令和6～令和8年度）の見直しを行い、令和9年度から3か年における高齢者保健福祉施策の指針となる新たな計画を策定する。

2 計画の概要等

(1) 計画期間

令和9年度～令和11年度（3年間）

(2) 計画の構成・趣旨

国の示す基本指針及び市町村が策定する介護保険事業計画との調和を図りながら、広域的な見地から、県として高齢者保健福祉計画、介護保険事業支援計画、認知症施策推進計画を一体のものとして策定する。

① 第11次県高齢者保健福祉計画

すべての高齢者を視野に、介護保険サービスに限らず、高齢者関連施策全般を対象とする。

② 第10期県介護保険事業支援計画

市町村が行う介護保険事業における保険給付の円滑な実施の支援に関する計画であり、介護給付対象サービスを提供するために必要な事項等を定める。

③ 第3次県認知症施策推進計画

認知症施策の計画的推進を図ることを目的として、大綱を踏まえ策定する。

3 国の動き（介護保険制度の見直しに関する意見）

資料2-2及び2-3のとおり

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年	7月	国の基本指針案提示、骨子案の作成
	10月	市町村ヒアリング
	11月	高齢者サービス総合調整推進会議の意見聴取（計画素案）、パブリックコメントの実施
令和9年	1月	高齢者サービス総合調整推進会議の意見聴取（計画案）
	3月	計画策定